

偽装サイト等の注意喚起

Q 楽天を偽装したサイト等にご注意ください (2015年6月17日 更新)

楽天を偽装したサイト等にご注意ください (2015年6月17日 更新)

「楽天」や「楽天市場のショップ」を偽装したサイトが確認されております。個人情報を悪用されたり、詐欺被害につながる恐れもあるため、偽サイトへのアクセスや、楽天会員登録のユーザIDやパスワードなど、個人情報の入力を行わないようご注意ください。

偽装したサイトを誤って利用しないために

・接続先のURLをご確認ください

楽天市場のトップページのURL <http://www.rakuten.co.jp/>
楽天市場のshopページのURL <http://www.rakuten.co.jp/shop名/>
<http://www.rakuten.ne.jp/shop名/>
<http://www.rakuten.co.jp/gold/shop名/>
<http://www.rakuten.ne.jp/gold/shop名/>
楽天市場の商品ページのURL <http://item.rakuten.co.jp/●●●>

これら以外のURLにはアクセスしないようご注意ください。
(楽天市場のヘルプページは、<http://ichiba.faq.rakuten.co.jp/●●●> というURLとなっております)

※一部「rakuten.co.jp.3s3s.org/」といったわかりづらいURLもございますのでご注意ください。

Q ご報告いただいた「楽天を装ったメールの送信元アドレス」一覧

昨今「楽天」や「楽天市場のショップ名」を悪用した迷惑メールが頻発しております。過去にお客様から弊社へ報告いただいた配信メールの送信元アドレスや悪質な事例を掲載いたしますので、このようなメールに記載されたURLにアクセスしたり、添付されているファイルを開くことはせずメールを削除してください。

<目次>

- ・「invoice_10_02_2015.rtf」を送りつける例 [こちら](#)
- ・存在しない取り引き番号を記載して注文確認メールを送りつける例 [こちら](#)
- ・「NMB家電」となりの、キャンセル処理を催促する例 [こちら](#)
- ・「楽天リサーチ」等を名乗り、控訴すると脅してくる例 [こちら](#)
- ・「楽天市場」など、楽天市場の名を詐称している例 [こちら](#)
- ・「楽*市場」と名乗り、怪しいページにアクセスさせる例 [こちら](#)
- ・【楽天市場】と名乗り、怪しいページにアクセスさせる例 [こちら](#)
- ・【楽天市場】と名乗り、存在しないグルメニュースを送りつける例 [こちら](#)
- ・過去に弊社まで報告があった送信元アドレス一覧 [こちら](#)

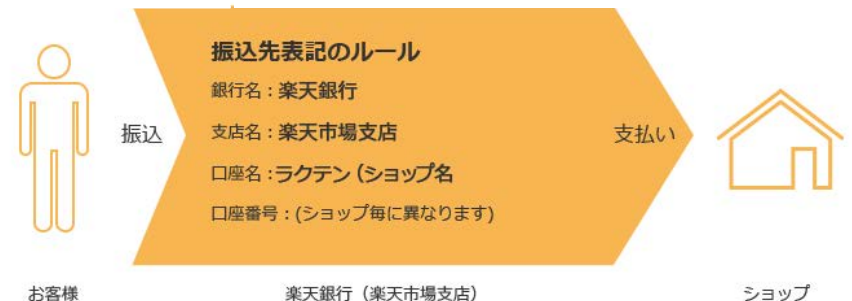
・「楽天市場」をお気に入り登録してください

楽天市場をご利用いただく場合には楽天市場のトップページをご利用のブラウザのブックマーク（お気に入り）に登録してご利用ください。その他、楽天市場や楽天のショップを装った悪質なサイト一覧は、以下からご確認ください。

[⇒ご報告いただいた悪質なWEBサイト一覧を見る](#)

・振込先が「楽天銀行 楽天市場支店」になっているかをご確認ください

楽天市場では、より安心してご購入をお楽しみいただくため、楽天市場でのお買い物における銀行振込の振込先を「楽天銀行 楽天市場支店」に統一しております。この口座は楽天市場に出店しているショップのみ利用可能な口座となっておりますので、振込みの際は、振込口座をよくご確認ください。



各論点についての意見①

1. はじめに

- ✓ 問題の所在はどこにあるのか、その対応は解決に繋がるのか議論・検証を
- ✓ 一部の木(詐欺や犯罪)のみを見て森(広く一般に行われている取引や経済活動)を見ない検討は、日本経済に大きな負の影響を与える
- ✓ 広く行われている一般的な取引も想定し、どのような影響が出るか慎重な議論を

2. 海外事業者に関する特商法の規定のあり方の検討について

(1) 執行の観点

➤ 公示送達について

- ✓ 公示送達ができる規定を置くことについては特段の異論なし

➤ プロバイダへの削除要請規定について

- ✓ 行政機関の情報提供に基づくプロバイダの自主的な対応協力とすべきであり、事実上削除を強制するような要請規定は不要であり不適切
- ✓ 既に自主的な協力は様々な分野で行われている
- ✓ 海外サイトに対して実効性があるとは考えにくい

(2) 表示の観点

➤ アクワイアラ・PSPの登録情報の表示義務化について

- ✓ 「PSPの定義」「アクワイアラ・PSPが負う義務の具体的内容」が明らかになっていない
- ✓ また、「表示によって解決したい問題は何か」「表示する内容」「その情報を誰がどのように用いるのか」が不明であり、その点を議論せず義務化するのはおかしい
- ✓ 表示義務を課したとしても問題になるような悪質性の高いサイトにおいて効果があるとは考えられず、実効性がない
- ✓ 販売事業者の連絡先がしっかり記載されており本来であれば販売事業者に連絡すべきような場合にもアクワイアラやいわゆるPSPに連絡する事態を招く可能性がある
- ✓ 上記のような状況を踏まえ、義務化には反対

各論点についての意見②

3. 虚偽・誇大広告に関する特商法の規定のあり方の検討について

➤ 取消規定を特商法に設けることについて

- ✓ 特商法にそのような規定を設けることには強く反対する。通販だけに起こる問題ではなく問題の本質を捉えた議論になっていない
- ✓ 「通販のみ媒体上の広告が直接意思形成に影響を与え、通販以外はそうではない」というのは甚だしい事実誤認
- ✓ 問題の所在はどこにあるのか、問題の「解決」とは何を指すのか分析をすべき
- ✓ 現行法で主張可能なポイントを、消費者や相談員、事業者にわかりやすい形で整理する必要
- ✓ 広告の一部または全部に事実と異なる内容が含まれていた場合、どのような条件であれば「債務不履行」と主張できるか、どのような条件の場合に取消権を認めるべきかを、通販に限らず広く一般の問題として議論すべき(消費者契約法専門調査会でもその点議論されていない)
- ✓ 虚偽・誇大であることは誰が判断するのか(結局もめるのは事実認定の部分、客観的事実に対する主観的評価ではないのか)
- ✓ 「著しく」は相談現場において何の基準にもならない(機能しない)

4. インターネットモールに関する特商法の規定のあり方の検討について

- ✓ 出店事業者が既に特商法上の義務を負っているところへ、上乗せでさらなる法的責任をインターネットモール事業者に負わせる立法事実はないと認識
- ✓ 民法上の不法行為責任を負い得る立場であることに異論はない
- ✓ 自主的な取り組みは、競争環境等を意識しての前向きな取り組みである
(自主的な取り組みをしていることは法規制をそのレベルまで上げてもいいという根拠にはならない)

<補足>平成25年度消費者庁委託調査「国内及び海外主要国における特定商取引の実態又は規制状況に関する調査」について

- 「インターネット取引において過去に財産被害を受けたことがあるとする者」の調査は、スクリーニング調査によって「過去に財産被害を受けた」と申告した消費者のみを対象とした調査であり、「森」ではなく「木」を見た調査であるという前提に立って結果を見る必要がある
- Q10の設問について、「商品やサービスを購入する直接のきっかけとなった情報」というのは、回答する消費者によってその定義が異なっていた可能性がある。また、店頭で購入する場合との比較がなされていない点にも留意が必要である
- 消費者庁説明資料P21において「問い合わせの結果トラブルが解決しなかった経験がある者の割合」の表があるが、財産被害を受けたと申告した消費者1035名の中に、問い合わせによってトラブルが解決したとする消費者が約324人存在していることに留意が必要である。財産被害の定義についても消費者によって捉え方が異なっていた可能性がある